

釜石市告示第81号

下記の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和5年9月22日

釜石市長 野田 武 則



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	林班	地目	面積 (ha)	森林 所有者数	経営管理 権の存続 期間	整理番号
1	釜石市鶴住居町 第13地割	295	山林	1.41	1	20年	集D-45

2 縦覧場所

釜石市産業振興部水産農林課

釜石市公式ホームページ（リンク <https://city.kamaishi.iwate.jp>）

3 権利の設定

本告示により、釜石市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。